自筆記書遺言書保管制度

ご察内

2020年7月10日から、法務局で自筆証書遺言書を保管する制度 が始まりました。

現状

自筆証書遺言書は自宅で保管

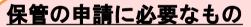
問題点

- ・遺言書が紛失・亡失するおそれ
- •相続人により廃棄、隠匿、改ざんされるおそれがある
- これらの問題により相続をめぐる紛争が生じるおそれがある。



【法務局で保管する利点・効果】

- 全国一律のサービスを提供できる
- プライバシーを確保できる
- ・遺言書の紛失や隠匿等の防止
- ・遺言書の存在の把握が容易



- > 自筆証書遺言に係る遺言書
- 申請書(法務局窓口や法務省ホームページからダウンロードできます)
- 添付書類 (本籍地・筆頭者の記載のある住民票等で作成後3か月以内のもの)
- ▶ 本人確認書類 (マイナンバーカード
 - 運転免許証等)
- ▶ 手数料(収入印紙)3,900円

▶ 手続には必ず遺言者本人が法務 局にお越しください。

(10

- ▶ 自筆証書遺言の方式について外 形的な確認を行います。
- 遺言の内容についての相談はお 受けできません。
- 遺言者は預けた遺言書の閲覧や 保管の申請の撤回をすることが できます。
- 本制度に係る全ての手続には予約が必要です。
- 1 法務局手続案内予約サービスの専用HPにおける予約(24時間365日可)

https://www.legal-ab.moj.go.jp/houmu.home-t/

2 法務局(遺言書保管所)への電話による予約又は窓口における予約

手続を行う予定の各法務局(遺言書保管所)に、いずれかの方法でお申込みください(裏面を御覧ください。)。

能本地方法務局

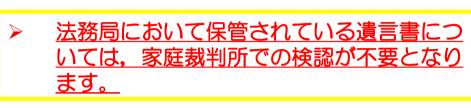
遺言者が亡くなられた後の手続

相続人等は、遺言書の内容の証明書の請求や遺言書の 閲覧をすることができます。



相続人等が遺言書情報証明書の交付を受けた場合又は遺言書の関覧をした場合

遺言書が法務局において保管されている ことを、その他の相 続人等に通知します。





問合せ先

法務局における自筆証書遺言書保管制度について

法務省HP http://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html



| 官署 | 管轄区域 | 電話番号 |
|----------------|-------------------------|--------------|
| 熊本地方法務局 供託課 | 熊本市,上益城郡 | 096-364-2145 |
| 宇土支局 | 宇土市,宇城市,下益城郡 | 0964-22-0320 |
| 玉名支局 | 荒尾市,玉名市,玉名郡 | 0968-72-2347 |
| 山鹿支局 | 山鹿市 | 0968-44-2411 |
| 阿蘇大津支局 | 菊池市,阿蘇市,合志市, 菊池郡,阿蘇郡 | 096-293-2272 |
| 八代支局 | 八代市,水俣市,八代郡, 葦北郡 | 0965-32-2654 |
| 人吉支局 | 人吉市,球磨郡 | 0966-22-3393 |
| 天草支局 | 上天草市,天草市,天草郡 | 0969-22-2467 |

保管の申請ができる法務局は、遺言者の住所地、本籍地、遺言者が所有する不動産の所在地のいずれかを管轄する法務局となります。

詳しくは、お近くの法務局へお問い合わせください。